

## 参考 1

## 東京都安全安心まちづくり条例 (抜粋)

## 第 8 章 危険薬物の濫用の根絶に向けた取組の推進

(建物の貸付けにおける措置等)

第 30 条 何人も都の区域に所在する建物(建物の一部を含む。以下単に「建物」という。)を危険薬物の販売等の用に供してはならない。

2 建物の貸付け(転貸を含む。以下同じ。)をする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を危険薬物の販売等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

4 建物の貸付けをする者が、前 2 項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が薬物濫用防止条例第 2 条第 1 号から第 6 号までに規定する薬物及び知事指定薬物の販売等の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

## 第 9 章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進

(建物の貸付けにおける措置等)

第 33 条 何人も建物を特殊詐欺の用に供してはならない。

2 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

4 建物の貸付けをする者が、前 2 項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。